

# 第3期関市障がい者計画 —しあわせ共生プラン—



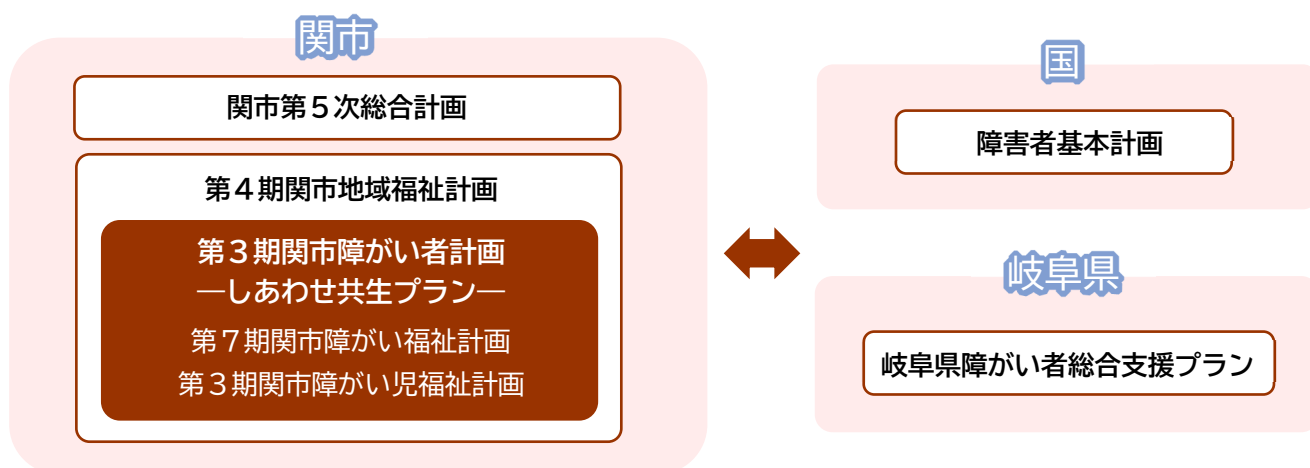
計画期間：令和6年度～令和11年度

## 1 障がい者計画とは？

障がいのある人が関市でいきいきと暮らせるよう、  
関市が目指す方向性や事業の内容などを示す計画です。

関市では、国の大きな流れや、これまで進めてきた関市での障がい福祉施策の状況、障がいのある人やその家族の意向等を把握し、障がいに関わる施策を総合的に推進するため、「第3期関市障がい者計画—しあわせ共生プラン—」を策定します。

本計画は、障害者基本法の第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」で、本市における障がい福祉施策における基本的な考え方を明らかにし、障がい福祉施策の総合的な推進を目指すものです。



## 2 計画の対象

本計画では、障害者総合支援法・児童福祉法に基づいた「障がいのある人」「障がいのある子ども」を対象としています。



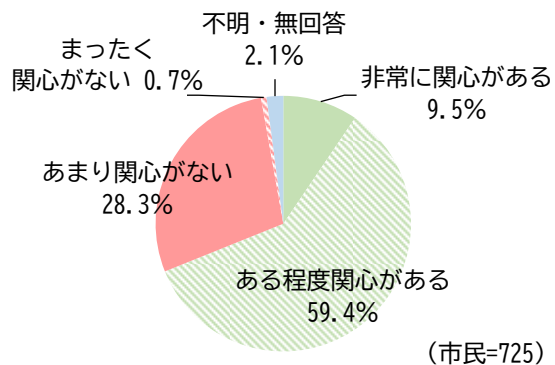
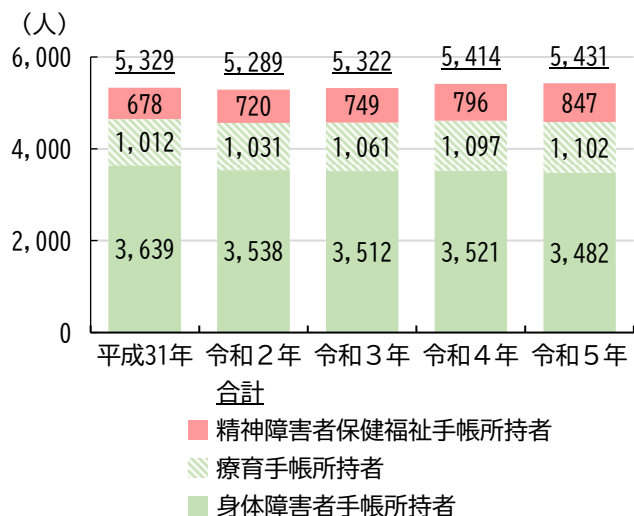
### 「障がいのある人」「障がいのある子ども」とは？

この計画では、身体障がいや知的障がい、精神障がい（発達障がい含む）のある人、また、難病患者のことであり、そのうち18歳以上の人を「障がい者」「障がいのある人」、18歳未満の子どもを「障がい児」「障がいのある子ども」としています。

### 3 関市の現状

本市の障害者手帳所持者数は5,431人であり、平成31年から令和5年にかけて、1.9%増加しています。障害者手帳別では、身体障害者手帳所持者数が4.3%減少しているのに対し、療育手帳所持者数は8.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は24.9%と大きく増加しています。

また、障がいのある人の福祉についての市民の関心は、『関心がある』（「関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）が68.9%となっています。



(資料：令和5年実施「障がい福祉に関するアンケート」)

(資料：福祉政策課(各年4月1日時点))

### 4 この計画が目指すこと

#### 基本理念

障がいのある人もない人も つながりあい 支えあい  
みんなの居場所となる共生のまち せきし



#### 基本的な視点

1

障がいのある人の意見と自己決定の尊重

2

障がいの特性に応じた支援

3

あらゆる差別の解消と地域における  
社会参加の支援

4

ライフステージに応じた包括的な支援

## 5

## 施策の方向

### 基本方針1 地域共生の促進

障がいの有無に関わらず、だれもが共生できる社会を実現するため、障がいに対する理解や交流の促進、ボランティア活動の充実を図ります。

また、障がいのある人が生きがいを持って暮らせるようなスポーツや文化活動の機会を提供します。

#### 取組内容

- 1-1 啓発・広報活動の推進
- 1-2 地域、家庭、学校の福祉教育の推進
- 1-3 交流・ふれあいの場の充実
- 1-4 スポーツ、文化活動等の社会参加の振興

### 基本方針2 療育・教育の推進

健康診査等を通じた障がいのある子どもの早期発見、医療的ケアを必要とする子どもの実態把握などを通して、適切な支援や療育へとつなげます。

また、障がいのある子どもの個性や能力に合わせた教育体制の整備を図るとともに、障がいのある子どもとない子どもがともに成長できるよう、交流事業を推進します。

#### 取組内容

- 2-1 障がいの早期発見と療育支援の推進
- 2-2 障がいの多様化に対応した教育の推進

### 基本方針3 福祉サービスの充実

障がいのある人の自宅での生活や日中活動、外出を支援するため、相談支援を通じて一人ひとりの障がい特性やニーズを把握し、それぞれに応じたきめ細かい支援を提供します。また、経済的な助成により障がいのある人や、ヤングケアラーを始めとする障がいのある人の家族の生活を支援します。

#### 取組内容

- 3-1 生活支援の充実
- 3-2 相談機能の強化と情報提供の充実
- 3-3 生活安定のための経済的支援の充実

### 基本方針4 保健・医療の充実

障がいの要因となる疾病を未然に防ぐとともに、重度化に歯止めをかけるため、健康診査や健康教育等を実施します。

また、障がいのある人が地域で安心して医療を受けられる体制を整備します。

#### 取組内容

- 4-1 保健サービスの充実
- 4-2 医療体制の充実

## 基本方針5

## 生活環境の整備

障がいのある人の地域活動を促進するため、道路や施設等のバリアフリー化や移動に関する支援、情報アクセシビリティの推進、意思伝達に関する支援を推進します。また、地域で安心して暮らしていくために災害や犯罪への対策や権利擁護施策を推進します。

### 取組内容

- 5-1 福祉のまちづくりの推進
- 5-2 移動支援の充実
- 5-3 住環境の整備
- 5-4 防災・防犯対策の推進
- 5-5 コミュニケーション支援
- 5-6 権利擁護の強化

## 基本方針6

## 雇用促進と就労支援

障がいのある人の社会参加や自立を促進するため、障がい特性に応じた雇用環境の充実に図ります。また、市内企業の障がいに対する理解促進を図ります。

### 取組内容

- 6-1 就労の促進・支援



### 「合理的配慮の提供」とは？

障がいのある人が権利を確保・尊重されながら生活していくために必要な配慮を提供することをいいます。障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、過大な負担とならない範囲で行う配慮や工夫が求められます。

令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から

**民間事業者による合理的配慮の提供が義務化** されます！

民間事業者においては、円滑な対応ができるよう、主な障がい特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ確認した上で、個々の場面ごとに障がいのある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に柔軟に対応策を検討していくことが重要です。

具体例

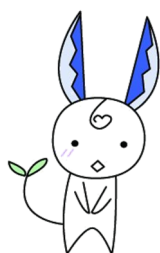


#### 物理的環境への配慮（肢体不自由）

飲食店で、机に備え付けの椅子を片付け、車椅子でそのまま着席できるスペースを確保

#### 意思疎通への配慮（難聴）

難聴のため筆談によるコミュニケーションを行う



## 第3期関市障がい者計画 —しあわせ共生プラン—

（令和6年度～令和11年度）

発行：関市 健康福祉部 福祉政策課  
〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地  
TEL：0575-23-9032 FAX：0575-23-7748  
発行年月：令和6年3月